

生前整理アドバイザー認定講座業務委託契約書

一般社団法人生前整理普及協会（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、甲が行う生前整理アドバイザー認定講座の開催業務を乙に委託するものとし、ここに生前整理アドバイザー認定講座業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第一条（契約の目的）

甲乙は互いの信頼関係をもとに、甲が行う生前整理アドバイザー認定講座業務の一部を乙に委託し、乙はこれを受託し生前整理アドバイザー認定指導員として誠実に履行することによって、相互の繁栄を目的とする。

第二条（契約業務の内容）

本契約に基づく乙の業務は、生前整理アドバイザー認定講座の指導業務（以下「本件業務」という。）とする。

第三条（業務遂行上の義務）

1. 乙は本件業務の適正な遂行のための体制を確保し、善良なる管理者の注意をもって甲が定めた各種規定及びマニュアルを遵守の上、本件業務を履行するものとする。
2. 乙は甲の定める方針及び指示に従って、本件業務を遂行するものとする。
3. 乙は、本件業務にあたり甲より購入または譲渡されたデータや印刷物を、本件業務以外の目的に使用してはならない。

第四条（講座開講業務委託手数料）

乙が甲に対し請求する本契約の講座開講業務委託手数料は、指導員講座で展開されている講師料となる。

第五条（業務委託手数料率の改訂）

前条に規定した委託手数料は、物価・経済状況の変化、その他料率の変更を必要とする事由が生じた場合には、甲乙協議の上、改訂することができる。

第六条（業務委託手数料の支払い）

1. 乙は、開講後当月末で締めて翌月 7 日までに請求書を甲に送付する。
2. 甲は、業務委託手数料を乙の指定する口座へ請求月の翌月末日までに振り込む。

第七条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日より 1 年 6 か月とする。
2. 本契約は、期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれからも本契約を更新しない旨の書面による通知のない限り、本契約と同一内容にて更に 1 年 6 か月延長されるものとし、それ以後も同様とする。

第八条（中途解約）

甲及び乙は、契約期間中であっても、3 か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

第九条（解除）

甲は、乙が本契約に定める条項に違反したとき、乙に通知することなく直ちに本契約を解除することができる。

第十条（損害賠償責任等）

1. 甲又は乙は、中途解約、解除又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て(弁護士費用を含む)を賠償しなければならない。
2. 乙の責により本契約が期間満了前に終了した場合、甲は乙に対し、協会会費の返金を行わないものとする。

第十一条（契約終了後の認定指導員証の返却）

乙は、本契約終了後、生前整理アドバイザー認定指導員の名称を全ての告知物(名刺・HP・SNS等)より削除し、1か月以内に認定指導員証を甲の本部へ返却する。ただし、本契約終了後も乙が生前整理アドバイザー指導員講座修了生である事を証明する物が必要な場合には、乙は甲の指定口座へ2,000円(税別)を振り込み、甲は乙の入金を確認した後、生前整理アドバイザー指導員証を郵送にて発送する。

第十二条（機密保持）

1. 乙は、本契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 乙は、本件業務により知り得た個人情報を第三者に漏洩、本件業務の履行以外に使用あるいは複製してはならない。
3. 本条規定は、本契約の終了後も効力を失わないものとする。

第十三条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

※契約日は2級認定指導員講座を受講した日を記入してください

年 月 日

甲 (所在地) 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目19-27
(会社名) 一般社団法人生前整理普及協会
(代表者) 代表理事 大津たまみ

乙 (所在地)

(会社名)

(代表者)

印

機密情報及び個人情報保護の遵守事項

本書は、委託者である一般社団法人生前整理普及協会が受託者に対し業務を委託した際の、機密情報及び個人情報の取扱いについての遵守事項を記したものである。

受託者は各条項を遵守する証としてここに本書2通を作成し、記名捺印の上委託者及び受託者が各1通を保有するものとする。

第1条（委託者及び受託者の責任）

1. 受託者は、委託する機密情報および個人情報の安全管理が図られるよう適切な監督を行う。
2. 受託者は、機密情報及び個人情報を、厳重に保管及び管理するために、保管場所や管理部署管理ルール及び管理責任者を定める。

第2条（機密情報及び個人情報の保護）

受託者は、業務を処理するにあたり、機密情報及び個人情報（「個人情報の保護に関する法律」の定義による）を取り扱う際には、機密情報及び個人情報の保護の重要性を確認し、とりわけ個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

第3条（秘密保持）

1. 受託者は、業務に関して知り得た機密情報及び個人情報を直接の担当者以外に知らせてはならない。また不当な目的に使用してはならない。
2. 受託者は、業務に従事する者に対し、在職中及び退職後において、業務に係る機密情報及び個人情報を直接の担当者以外に知らせてはならない。また不当な目的に使用してはならない。
3. 前2項の規定は、この業務が終了し、または解除された後においても同様とする。

第4条（厳重な保管及び搬送）

受託者は、業務に係る機密情報及び個人情報の漏洩、改ざん、滅失、毀損、その他の事故を防止するため、機密情報及び個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

第5条（再委託の禁止）

1. 受託者は、委託者の書面による承諾がある場合を除き、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
2. 前項に基づき受託者が委託を受けた業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、受託者は当該する第三者を適切に管理するとともに、委託者に対し当該する第三者の全ての行為及び結果についての責任を負う。

第6条（委託目的以外の利用等の禁止）

受託者は、委託者の書面による指示または承諾がある場合を除き、業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、または第三者に提供してはならない。

第7条(複写及び複製の禁止)

受託者は、委託者の指示または承諾がある場合を除き、業務に係る個人情報を複写してはならない。また複製してはならない。

第8条(管理状況の報告及び調査)

1. 委託者は、個別業務の履行に伴う機密情報等及び個人情報等の取り扱いに関する管理状況について受託者に対しいつでも書面による報告を求めることができるものとし、受託者は速やかにこれに応じるものとする。
2. 委託者は、個別業務の履行に伴う機密情報等及び個人情報等の取り扱いに関する管理状況を調査するため、事前に受託者に通知の上、委託者自らまたは指定する第三者をして受託者(第二次受託者を含む)の事務所等に立ち入ることができるものとする。この場合、受託者は委託者の調査に協力するものとする。

第9条(事故発生時の報告義務)

受託者は、本件に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示にしたがわなければならない。業務が終了した後においても同様とする。

第10条(機密情報及び個人情報の返還または処分)

受託者は、本業務が終了したら機密情報及び個人情報を、速やかに委託者に返還し、または漏洩をきさない方法で確実に処分しなければならない。

第11条(措置事項に違反した場合の損害賠償)

委託者は、受託者が本遵守事項に違反していると認め、かつその責により発生した損害については双方協議の上、賠償の請求をすることができるものとする。

第12条(その他)

受託者は、前第1条から第9条に掲げるもののほか、機密情報及び個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

年 月 日

(受託者)

印

【生前整理普及協会へようこそ♪】

一緒に活動できる日を待っていました！！

生前整理アドバイザー認定指導員になり、皆さんは生前整理を伝える(普及する)仲間となりました。
これからは、有志会やカンファレンス、デリシャスパーティー等、様々な勉強会で更なるステージアップをしていきましょう。

私は遺品整理の現場で日々感じていました。

ご遺族の中には散らかった部屋や、まとまっていない情報に途方にくれて、何故こんな状態で旅立ってしまったのだらうと怒りの表情を浮かべている方が数多くいらっしゃいました。

また、何をどのようにしたらいいのか…本人が旅立った後、大切な家族が苦しんでいました。

誰でも100%この世の命が終わり旅立つ日がきます。

だからこそ生前整理は早ければ早いほどいいのです。

死を具体的に考えれば考えるほど、命が輝き始めます。

亡くなる準備をするのではなく、今生きている時間を輝かせるのが生前整理です。

あったかい気持ちになれる生前整理を一緒に伝えていきましょう。

全国にいる仲間と学びを深めたり、地域活動やお仕事にしたりと様々な形で活動をしていきましょう。

あなたに出会えてよかった！！そんな言葉が聞ける日を楽しみにしています。

代表理事 大津たまみ

目次

◆協会員としての目標設定	P1
◆協会員契約について	P2
◆行動について	P3
◆講座にして	P4
◆法律相談に関して	P5
◆講座のPR活動について	P6
◆認定講座の流れ	P7
◆勉強会について	P8
◆事務局情報	P9

このルールブックは、生前整理普及協会で開催される認定指導員の皆様との適正な業務遂行のために遵守していくルールです。ルールに違反した場合は悲しいですが、退会いただく場合がございます。内容をご熟読の上、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◆協会員契約について

1.契約期間について

当協会との契約期間は、講師講座及び協会員に該当するその他の講座の受講日から1年までとします。詳細は、協会本部から発行される請求書をご参照ください。

期間満了1ヶ月前に、当協会よりお知らせをお送りいたします。契約を更新される方は、請求書のとおり協会費のお振込みをお願いします。

契約を更新されない方は、協会へご連絡の上、退会届をご提出ください。協会HPより顔写真の削除をさせていただきます。また、協会作成の名刺を使うことができなくなり、生前整理普及協会の名称の使用停止や、認定指導員合格時にお渡ししたUSBと顔写真付き認定証のご返却をお願いしております。

※認定証の再発行は¥3,000(税別)にて承ります。

2.協会費について

協会費は¥25,000(税別)となっております。

初年度のみ契約書と共に請求書をお送りいたします。請求書のとおり、当協会の指定口座までお振込みをお願いいたします。

3.契約書類について

認定指導員テストに合格された方は、当協会よりお送りする契約書に記名・捺印の上1ヶ月以内に協会へご返送ください。

- ・業務委託契約書
- ・機密情報及び個人情報保護の遵守事項
- ・認定指導員登録用紙(認定指導員講座合格者のみ記入してください)

※契約書が協会に到着し、協会費の入金の確認が取れましたら登録完了となります。登録完了後に、顔写真付きの認定証とUSBをお送りさせていただきます。

◆行動について

【指導員としての心得】

- ・協会の認定指導員として責任ある行動をとりましょう。
- ・認定指導員だということを名乗り認定指導員証を携帯しましょう。
- ・生前整理普及協会の理念を伝えていきましょう。
- ・事務局からの連絡にはレスポンスを早くしましょう。
- ・生前整理普及協会とのコンプライアンスを守りましょう。
- ・協会のパンフレットを携帯しましょう。
- ・自分が行っている活動を伝えましょう。

- ・予定表に書かれている目標の達成を目指しましょう。
- ・理想の指導員になっているイメージを常に持ち続けましょう。
- ・仲間と信頼し合い、助け合っていきましょう。
- ・様々な媒体(SNS・チラシ等)を使って周知・集客しましょう。
- ・リピートをもらえる指導員を目指して活動しましょう。
- ・アシスタントをする際は、メインの指導員の指示に従いましょう。
- ・協会員や受講生などへ協会と関係のない資格やビジネス等の勧誘・営業活動を禁止します。

◆講座に関して

【認定講座】

対象者 : 認定指導員

- ・対象者は生前整理普及協会の認定講座を開催することができます。
- ・認定講座の契約については、独自で営業をして頂いた先についても契約元は協会になります。

【ショート講座】

対象者 : 認定指導員

※各認定講座以外の講座はすべてショート講座となります。

- ・対象者は、認定指導員として認められている講座内容に関するオリジナル講座を開催することができます。
- ・独自で新規営業をして獲得した案件に関しては、契約及び請求は全て認定指導員と相手先で直接行っていただきます。協会へのキックバックは必要ありません。
- ・協会が営業又は営業フォローをして獲得した先に関しては、契約及び請求は協会となります。指導員の皆様への講師料のお支払いは協会からとなります。

※協会が作成したコンテンツをそのまま使用する場合、講師報酬は、先方提示額の 70%が講師料、30%が協会の営業費及び事務費となります。但し、案件によってはこの限りではありません。

※セミナー内容に関して不安がある場合はご相談ください。

※同じお客様よりご依頼があった場合は、必ず協会へご連絡ください。

上記以外の案件発生時には、指導員と協会との話し合いにて諸々を決定していきます。

◆法律相談に関して

【電話での無料相談】

対象者 : 協会員全員

協会員の皆さんが安心して活動が出来るように、無料で法律相談をすることが出来ます。

【お問い合わせ】

弁護士法人 愛知リーガルクリニック法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-2-7 丸の内弁護士ビル

相談電話受付番号 TEL 052-218-5645

受付時間 (月～金 午前 10 時～午後 3 時)

◆講座のPR活動について

円滑な営業活動が出来るように、お客様第一主義の元、信頼関係の中での活動をお願いいたします。

【注意事項】

- ・個人情報の取扱いには充分にご注意ください。
- ・生前整理普及協会の講座は日本国内向けの内容となります。協会の活動範囲は**日本国内のみ**です。ただし、協会から依頼をした認定指導員に関しては、協会が他国用にカスタマイズした内容の講座を伝えることができます。その際には、改めて契約を取り交わすことが必要となります。
- ・カルチャースクールなど、すでに同じ協会員の方が営業活動をしている場所への営業活動は控えて下さい。ただし契約をされているところでも、お客様からの要望で別の指導員を指名する際はなるべくお客様のご要望を優先してください。
- ・協会より講師依頼をした案件については、**必ず協会の名刺を使用してください。**

【禁止事項】

- ・協会から紹介した**案件の直接契約は禁止**です。2回目以降に直接の依頼がある場合には、協会本部まで必ず報告をしてください。協会からのフォローも入れながら、より多くの仲間に仕事が広がるように一緒に頑張りましょう。
- ・協会からお渡しした認定講座のコンテンツを無断で使用することは一切禁止します。全てのコンテンツのテキストの複製も禁止となります。
- ・協会退会時には、協会が作成したコンテンツは使用することが出来なくなります。万が一発覚した場合は、著作権法に基づき対処します。
- ・協会からお願いしたメディアなどの案件については、必ず肩書を入れてください。協会から依頼したメディアへの個人的な活動の紹介は控えてさせていただいております。
- ・食中毒防止の観点より、受講生に飲食物を提供することは禁止としています。
- ・講座や現場でアシスタントとして入る場合、個人的な名刺の提示を禁止します。メインに入っている人の承諾無しに、協会の名刺であっても渡すことはできません。

・顧客情報に関して第三者へ漏洩させることを禁止します。

◆認定講座の流れ

1.開催届・受講票について

講座開催内容を協会員サイトから掲載内容を登録し、事務局が承認して掲載がされます。

2.テキストの発注について

講座開催の**10日前迄**に、テキストの発注をお願いいたします。

発注数は、予備として受講生数プラス2部程度でお願いいたします。

3.講座終了後の書類提出について

講座終了後**一週間以内**に、受講生のテスト、登録用紙、アンケート(受講する級によっては、登録用紙とアンケートが一緒になっています)、開催報告届出書をすみやかに協会へ提出してください。

なお、提出物には個人情報が含まれておりますので、発送の際は追跡ができるものでお願いいたします。

※カルチャースクールによっては指導員へ直接テキスト代をお支払いするケースがございます。

その際は事務局へ入金・入金後のご連絡をお願いいたします。

4.請求書の発行について

講座終了後、当月末締め**翌月 7 日**までに請求書を発行し協会へ提出してください。

請求月の翌月末日に協会より講師料をお支払いいたします。

※源泉徴収税は個人及び個人事業主の方のみにかかります。

5.講師料について（※表示は全て税別です）

受講生様一人当たりの講師料は下記の通りです。

生前整理アドバイザー2 級認定講座:9,000 円

生前整理アドバイザー準 1 級認定講座:10,000 円

生前整理アドバイザー1 級認定講座(スクラップブックング):10,000 円

生前整理アドバイザー1 級認定講座(法律):10,000 円

生前整理アドバイザー2 級認定指導員講座:31,000 円

※カルチャースクールでの講師料は掛け率が異なりますのでご確認ください。

◆勉強会について

●生前整理勉強会

対象者：認定指導員 アドバイザー

毎月専門家の映像を視聴しながら学べます。

●カンファレンス

対象者：認定指導員
協会本部にて1月と7月に開催

●デリシャスパーティー

対象者：認定指導員
毎年7月29日に開催

●講師力向上塾

対象者：認定指導員
1年間の登録制で、毎月2回ZOOMにて開催

●上級指導員会議

対象者：上級指導員
毎月1回ZOOMにて開催

●地域勉強会

対象者：認定指導員
全国各地で開催(随時)

◆事務局情報

受付時間：平日9時～17時(土・日・祝休み)

メール：info@seizenseiri.net

電話：052-485-8137

FAX：052-581-4343

住所：〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目19-27

オルバースビルディング名古屋5階

◆振込先案内

銀行名：楽天銀行

支店名：第二営業支店(店番252)

種別：普通口座

番号：7646378

名義：一般社団法人生前整理普及協会

(イッパシヤダンホウジンセイゼンセイリフキョウキョウカイ)